

庄内広域水道企業団議会訓令第1号

庄内広域水道企業団議会処務規程を次のように定める。

令和8年3月16日

庄内広域水道企業団議会  
議長 佐藤 猛

庄内広域水道企業団議会処務規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、議長の権限に属する事務を処理するため、その所掌事務及び公印等  
に関し、必要な事項を定めるものとする。

(書記長及び書記)

第2条 議長は、書記長及び書記を置き、事務を処理する。

2 書記長及び書記は、議長が任免する。

第3条 書記長は、議長の命を受け、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 議員名簿の作成に関する事。
- (2) 議員の出欠に関する事。(出席簿の作成及び保管並びに欠席届の受理)
- (3) 議員の費用弁償その他諸給与に関する事。
- (4) 議案等の收受、配布及び送付に関する事。
- (5) 議会の本会議の議事に関する事。
- (6) 議会における選挙に関する事。
- (7) 議会の傍聴人に関する事。
- (8) 会議録の調製及び保管に関する事。
- (9) 諸会議の次第記録に関する事。
- (10) 議案等の審議に必要な資料の収集に関する事。
- (11) 文書の管理及び公印の管守に関する事。
- (12) 物品の購入、保管及び貸与に関する事。
- (13) 儀式、接待及び交際に関する事。
- (14) その他議会の庶務に関する事。

2 書記その他の職員は、上司の命を受け、前項の事務に従事する。

(事務の処理)

第4条 事務の処理は、書記長を経て議長決裁を受けて行わなければならない。ただし、  
軽易なものは、書記長が処理することができる。

(専決事項)

第5条 書記長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 定例又は軽易な申請、証明、照会、回答、報告、通知及び調査に関する事。
- (2) その他軽易な事。

(公印の種類)

第6条 公印の種類は、次のとおりとする。

- (1) 庄内広域水道企業団議会印
- (2) 庄内広域水道企業団議会議長印
- (3) 庄内広域水道企業団議会副議長印
- (4) 議会運営委員会委員長印
- (5) 議会運営委員会副委員長印
- (6) 書記長印

(公印の保管、使用等)

第7条 公印の保管、使用等に関しては、庄内広域水道企業団の公印の例による。

(公印の名称等)

第8条 公印の名称、書体、形状、寸法及び管守者は別表第1のとおりとし、公印のひな型は別表第2のとおりとする。

(準用規定)

第9条 この訓令に定めるもののほか、事務の処理並びに書記長及び書記の服務については庄内広域水道企業団の条例、規則及び訓令の規定を準用する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第8条関係)

名称	ひな型	書体	形状	寸法 (ミリメートル)	管守者
議会印	1	てん書	正方形	21	書記長
議長印	2	てん書	正方形	21	書記長
副議長印	3	てん書	正方形	21	書記長
議会運営委員会委員長印	4	てん書	正方形	18	書記長
議会運営委員会副委員長印	5	てん書	正方形	18	書記長
書記長印	6	てん書	正方形	18	書記長

別表第2（第8条関係）

1

庄内広域  
水道企業団  
議会之印

6

庄内広域  
水道企業  
団議会書  
記長之印

2

庄内広域水  
道企業団議  
会議長之印

3

庄内広域水  
道企業団議  
会副議長之印

4

庄内広域水  
道企業団議  
会運営委員会  
委員長之印

5

庄内広域水道  
企業団議会  
運営委員会  
副委員長之印